

「懲戒処分等の指針」の一部改正について

教育政策課

改正する事項

すべてのハラスメントに対応する非違行為の態様とその標準量定を規定

1 改正の理由

国から「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」等が示されたこと。また、セクシャル・ハラスメント以外のハラスメントについても職場における防止措置等を講ずる必要性などを踏まえ、すべてのハラスメントの防止措置等を規定した「職場におけるハラスメント防止要綱」（以下「要綱」という。）を平成 29 年 4 月に策定し、要綱に違反しハラスメントを行った者に対しては、懲戒処分を含む必要な措置を講ずることとしたことから、所要の改正を行うものである。

2 改正のポイント

すべてのハラスメントに対する標準量定を明確にした。

3 改正の内容

別添新旧対照表（案）のとおり

4 施行日

この指針は、8 月定例教育委員会で決定した場合、決定日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用。

懲戒処分等の指針

新旧対照表（案）

改正案			現 行		
第3 標準例 2 一般サービス関係			第3 標準例 2 一般サービス関係		
項 目	行為等の態様	標準量定	項 目	行為等の態様	標準量定
ハラスメント	(1) <u>セクシャルハラスメント</u>		<u>わいせつな行為等（児童生徒に対するものを除く）</u>	(1) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職		(2) わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
	イ わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告		(3) (2)において、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	停職又は減給
	ウ イにおいて、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	停職又は減給		(4) わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員	停職又は減給
	エ わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員	停職又は減給		(5) (4)において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	オ エにおいて、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職			

	<u>(2) パワーハラスメント</u>	
	<u>ア パワーハラスメントを行った職員</u>	<u>減給又は戒告</u>
	<u>イ アにおいて、パワーハラスメントを行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき</u>	<u>停職又は減給</u>
	<u>ウ パワーハラスメントを繰り返した職員</u>	<u>停職又は減給</u>
	<u>エ ウにおいて、パワーハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき</u>	<u>免職又は停職</u>
	<u>(3) その他のハラスメント</u>	
	<u>ア その他のハラスメントを行った職員</u>	<u>減給又は戒告</u>
	<u>イ アにおいて、その他のハラスメントを行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき</u>	<u>停職又は減給</u>
	<u>ウ その他のハラスメントを繰り返した職員</u>	<u>停職又は減給</u>
	<u>エ ウにおいて、その他のハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき</u>	<u>免職又は停職</u>
	～省略～	

注 ハラスメントとは、職場におけるハラスメント防止要綱第2条
第2項各号に規定するものをいう。